

富山市入札公告第104号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成23年富山市入札公告第130号）による。

令和4年9月26日

富山市長 藤井裕久

工 事 名	西部中学校校舎改築（その2）主体工事
工 事 場 所	富山市五福地内
工事完成期限	令和6年2月29日
工 事 概 要	中学校の改築工事 鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 約2,470㎡ 既存建物一部内部改修工事 外構工事
入 札 方 式	条件付き一般競争入札 総合評価落札方式（標準型） この入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素を総合的に評価する総合評価落札方式による。
予 定 価 格	752,200,000円 （消費税及び地方消費税額を含まない。）
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和4年10月18日時点の事実をもって行うものとする。
入 札 参 加 形 態	特定建設工事共同企業体（3事業者で結成したもので、共同施工方式によるもの。以下「共同企業体」という。）

入札参加資格	地域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業種	建築
代表構成員の要件	1 入札参加資格決定通知書で通知された建築工事の総合点数が945点以上であること。	
	2 建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。	
	3 1級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者（以下「1級建築士等」という。）を主任（監理）技術者として配置できること。ただし、契約金額が7,000万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。	
	4 本契約時において、3の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、3のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。	
	5 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。	
	6 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の建築一式工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。	
その他構成員1の	1 入札参加資格決定通知書で通知された建築工事の総合点数が945点以上であること。	

要件	<p>2 2級建築士又は2級建築施工管理技士（建築）と同等以上の資格を有する者（以下「2級建築士等」という。）を主任技術者として配置できること。ただし、契約金額が7,000万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 本契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、2の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けることができる場合は、この限りではない。</p> <p>4 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の建築一式工事を元請として施工した実績があること。</p>
その他構成員2の要件	<p>1 入札参加資格決定通知書で通知された建築工事の総合点数が620点以上であること。</p> <p>2 2級建築士等を主任技術者として配置できること。ただし、契約金額が7,000万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。</p> <p>3 本契約時において、2の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、2のただし書に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、2の規定による配置技術者が専任等の当面の取扱いの適用を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

	4 平成19年4月1日以降に官公庁等発注の建築一式工事を元請として施工した実績があること。
調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	代表構成員は1級建築士等を、その他構成員1及びその他構成員2はそれぞれ2級建築士等を、さらに、構成員のいずれかから1級建築士等を専任で配置することとし、いずれの配置技術者も営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。
共同企業 体の結成 に関する 留意事項	次の各号の全ての要件を満たすこと。 (1) 代表構成員、その他構成員1及びその他構成員2それぞれ1者による3者で構成されていること。 (2) 構成員は、この工事について他の共同企業体の構成員でないこと。 (3) 代表構成員は、構成員中最大の出資比率を有するものであること。 (4) 構成員の出資比率がそれぞれ20パーセント以上であること。
その他	この入札の落札者（共同企業体の構成員を含む。以下同じ。）は、次の各号の工事の入札の落札者となることができない。 (1) 西部中学校校舎改築（その2）電気設備工事 (2) 西部中学校校舎改築（その2）機械設備工事
入札及び契約 を担当する課	富山市財務部契約課 FAX番号076-431-7665
契約条項等の 閲覧期間	令和4年9月26日から同年10月18日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）
設計図書に対 する質問期間	令和4年9月26日から同年10月12日まで
質問に対する	令和4年10月14日

回答期限

総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

(注) 入札価格の単位は、100万円とし、評価値の有効数字は、5桁（6桁目の数字を四捨五入）とする。

イ 標準点とは、100点を満点とし、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数をいう。

ウ 技術加算点とは、25点を満点とし、(2)の評価項目及び評価基準により算出される点数の合計（220点満点）を、次の式により25点満点に換算した点数をいう。なお、技術加算点は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位止めとする。

$$\text{技術加算点} = \frac{\text{各企業の点数} \times \text{技術加算点の満点}}{\text{配点点数の満点}}$$

(2) 評価項目及び評価基準

ア 施工に係る技術提案

課題	優	良	可	不可	配点	備考
①工作業の効率化に関する技術的な工夫	20点/ 提案	15点/ 提案	10点/ 提案	0点/ 提案	100点	5提案×20点= 100点
②工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫（2提案）						
③コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫（2提案）						
配点計					100点	

・具体的な提案で大きな効果が期待できるものを優位に評価する。

イ 企業の施工能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の施工	過去一定期間の建築工事の実績の有無 (原則として市発注工事)	あり なし	10点	代表構成員の施工実績の有無について評価する。 (1) 一定期間とは平成30年4月1日から申請日までの期間をいう。 (2) 工事の実績の有無は、一定期

能力			0点	間に完成した工事の有無とする。 (3) 契約額が300万円未満の工事は、実績と認めない。 (4) 市発注工事の実績がない場合は、県が発注した市内工事を認める。この場合の期間については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までとし、契約額500万円未満の工事は実績と認めない。
工事成績	過去一定期間の工事成績評定点の平均点(注1) (原則として市発注工事)	80点以上	15点	構成員のそれぞれが施工した下記工事の全ての工事成績の平均点を対象とする。 (1)平成30年度から令和4年度の直近四半期まで(令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間)の建築工事の工事成績を平均したものとする。 (2)市発注工事の実績がない場合は、県が発注した市内工事を認める。この場合、期間については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までとする。
		80点未満 75点以上	10点	
		75点未満 70点以上	5点	
		70点未満	0点	
優良表彰	過去一定期間に、同種の優良工事表彰の有無	知事賞・部長賞・最優秀賞	10点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 建築一式工事に関して、令和2年度又は令和3年度に富山県建設優良工事等の表彰(注2)を受けたことがあるものとする。 (ただし、最優秀賞、優秀賞及び良賞は、富山市内で施工された工事に限る。)
		優秀賞・良賞	5点	
		なし	0点	
配点計			35点	

注1 工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数により加点する。

注2 富山県建設優良工事等の表彰とは、富山県建設優良工事(土木部・農林水産部)、富山土木センター管内優良土木工事、立山土木事務所管内優良土木工事又は富山農林振興センターの表彰である。

ウ 配置予定技術者の能力

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者としての過去一定期間の同種工事の実績の有無 (原則として市発注工事とし、低入札に伴う担当技術者としての工事実績は対象外とする。)	あり	10点	代表構成員の配置予定技術者の施工実績の有無について評価する。 (1)一定期間とは平成30年4月1日から申請日までの期間をいう。 (2)工事の実績の有無は、一定期間に完成した工事の有無とする。 (3)契約額が300万円未満の工事は、実績と認めない。 (4)市発注工事の実績がない場合は、県が発注した市内工事を認める。この場合の期間については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までとし、契約額が500万円未満の工事は実績と認めない。
		なし	0点	
工事成績	主任(監理)技術	75点以上		代表構成員の配置予定技術者が、

	者としての過去一定期間の同種工事の成績評定点の平均点(注1)(原則として市発注工事とし、低入札に伴う担当技術者としての工事実績は対象外とする。)		10点	主任(監理)技術者として施工した工事成績の平均点。 (1)平成30年度から令和4年度の直近四半期まで(令和4年4月1日から令和4年6月30日までの間)の建築工事の工事成績を平均したもとする。 (2)市発注工事の実績がない場合は、県が発注した市内工事を認める。この場合、期間については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までとする。
		75点未満 70点以上	5点	
		70点未満	0点	
主任(監理)技術者の保有する資格		1級国家資格者 又は技術士	10点	代表構成員の配置予定技術者について評価する。 1級国家資格者と同等以上の能力を有すると認められるもの(国土交通大臣特別認定者)を含む。
		上記資格なし	0点	
配点計			30点	

注1 工事成績評定点の平均点は、小数第一位を四捨五入して得られる整数により加点する。

※申請時において、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者について様式4及び様式5の提出を認める。この場合、各評価項目の合計点数が最も低い者の合計点数をもって配点する。

エ 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の地域性	災害協定 災害協定への参加の有無	あり	10点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 富山市と「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結している欄外に記載の協会等の会員であること。
		なし	0点	
社会性	除雪協力 過去2か年度の受託実績の有無	道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(2年)	20点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 過去2か年度とは、入札公告日の属する年度及びその前年度とする。(ただし、入札公告日が11月30日以前の場合は、入札公告日の属する年度の前2か年度とする。)
		道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(1年)及び道路又は歩道除雪の操作者の提供(1年)	15点	
		道路又は歩道除雪の操作者の提供(2年)	10点	
		道路又は歩道除雪の機械と操作者の提供(1年)		
		道路又は歩道除雪の操作者の提供(1年)	5点	
		なし	0点	
チーム富山市	温暖化防止に取り組む「チーム富山市」の参加	参加	5点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 富山市環境部環境政策課がCO2削減の施策として企画している「チーム富山市」への参加の有
		不参加	0点	

				無
応急危険 度判定士		あり	10点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 県主催の講習会に参加した証明の有無
		なし	0点	
消防団協 力事業所	消防団協力事業所 の認定の有無	あり	10点	構成員それぞれの評価点を単純平均した点数を加点する。 富山市から消防団協力事業所に認定されていること。
		なし	0点	
配点計			55点	

- ・災害時における応急対策業務に関する協定（富山市建設業協会）
- ・災害時における応急活動の協力に関する協定（富山市管工事協同組合）
- ・大規模災害における建築物等の解体撤去の実施に関する協定（（社）富山県構造物解体協会）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（富山市電業協会）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（（社）斜面防災対策技術協会富山支部）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（富山県地質調査業協会）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（富山造園業協同組合）
- ・災害時における廃棄物の処理に関する協定（富山市一般廃棄物収集運搬業協会）
- ・災害時における応急対策業務に関する協定（富山県電気工事工業組合）
- ・地震災害時における被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定（富山県建築士事務所協会）

提出書類

入札の際、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について4（1）ア、イ、ウ、エ及びオに掲げる提出書類のほか、富山市公共工事総合評価落札方式試行要領の技術資料様式第1号、第3号（構成員ごとに作成したもの）、第4号及び第5号に表紙（技術資料様式第6号）をつけて、電子入札システムで提出すること。

※技術資料様式第3号及び技術資料様式第4号の「施工実績」について、CORINSに未登録の場合は、契約書等の写しを入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで入札及び契約を担当する課へ提出すること。

※技術資料様式第3号の「応急危険度判定士」については、認定証の写しを入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで入札及び契約を担当する課へ提出すること。

※電子入札用委任状を入札書の受付締切日時までにファクシミリ等により入札及び契約を担当する課へ提出

	すること。
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入札書の 受付締切日時	令和4年10月18日午後5時
開札日時及び 場所	令和4年10月20日午後1時30分から 富山市役所東館4階入札室
仮契約	落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内（日曜日、土曜日及び休日を除く。）に、契約書案による仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この工事の契約締結については、事前に富山市議会の議決を要するので、当該仮契約は、富山市議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決又は富山市長が専決処分したときに本契約となる。ただし、市は、当該議案が富山市議会で議決又は富山市長に専決処分されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。
調査基準価格	有（失格基準を適用する。）
落札者の決定 方法	<p>（1）落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。</p> <p>ア 入札価格が予定価格を超えていないこと。</p> <p>イ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。</p> $\text{基準評価値} = 100 \text{点（標準点）} \div \text{予定価格}$ <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <p>（2）評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。</p> <p>（3）落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には（1）及び（2）の規定にかかわらず、富山市低入札価格調査制度実施要領に基づく審査を行い、落札者を決定する。</p>

	<p>(4) 総合評価方式の試行対象工事であるこの入札については、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。</p>
工 事 代 金 支 払 条 件	<p>前金払 有 部分払 有</p> <p>今年度における請負代金の支払の限度額は、契約額の概ね100分の5とする。</p>
そ の 他	<p>(1) 入札参加申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。</p> <p>(3) 提出された申請書等は、返却しない。申請書等の差替えは認めない。</p> <p>(4) 落札の決定後この工事の請負契約に係る議案の議決又は富山市長の専決処分があるまでの間に、当該落札者が建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について1の各号並びにこの入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、又は仮契約を締結しているときは、これを解除することがある。</p>

西部中学校校舎改築（その２）主体工事仕様書
（「施工に係る技術提案」の課題の趣旨、留意事項等）

○総合評価方式に関する事項

(1) 「施工に係る技術提案」の課題の設定の趣旨、留意事項

ア 課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 工事作業の効率化に関する技術的な工夫② 工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫③ コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫 |
|--|

イ 課題設定の趣旨

① 工事作業の効率化に関する技術的な工夫

- ・本工事は、敷地内の既存校舎を使用しながら行う工事である。学校行事等に配慮することが必要となるため、作業中断による工期への影響が大きい。そのため、工期内で工事を完了させるための躯体コンクリート工事作業の効率化に関する技術的提案を求める。

（標準案）

設計図面、特記仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下「標準仕様書」という。）による。

② 工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫

- ・本工事は、敷地内の既存校舎を使用しながらの工事であり、工事期間中も校舎内では授業等が行われる。また、敷地周辺には住宅地や交通量の多い市道に近接しており、工事に伴い発生する騒音、粉塵の発生抑制のための技術的提案を求める。

（標準案）

設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。

③ コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫

- ・本工事のコンクリート工事は、躯体コンクリートの施工面積が大きく、打設時などにおける品質の低下が懸念される。そのため、コンクリートの品質について打設・型枠に関する技術的提案を求める。

（標準案）

設計図面、特記仕様書及び標準仕様書による。

ウ 記載にあたっての前提条件

① 工事作業の効率化に関する技術的な工夫

- ・計画建物の構造・規模は鉄筋コンクリート構造3階建て、延床面積約2,469㎡である。
- ・工事関係車両の出入りは北面のみとなる。
- ・金銭的負担が増大する提案や生徒等の安全への配慮に欠ける提案は評価しない。

② 工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫

- ・中学校敷地内での工事であり、使用中の既存校舎に近接した施工となる。
- ・改築工事の北側部分での工事であり、住宅地と近接している。
- ・中学校生徒の授業や閑静な住宅地の生活環境への配慮が必要である。
- ・金銭的負担が増大する提案は評価しない。

③ コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫

- ・計画建物の構造・規模は鉄筋コンクリート構造3階建て、施工面積約2,469㎡である。
- ・金銭的負担が増大する提案や施工品質を低下させるおそれのある提案は評価しない。

エ 各課題に対する提案数及び配点

課 題	提案数	配 点	
① 工事作業の効率化に関する技術的な工夫	1 提案	5 提案	5 提案×20 点 =100 点
② 工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫			
1) 騒音について	1 提案		
2) 粉塵について	1 提案		
③ コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫			
1) 打設について	1 提案		
2) 型枠について	1 提案		
			100 点

※具体的な提案で大きな効果が期待できるものを優位に評価する。

オ 落札者決定基準

①配点及び加点方法

判 定	提案ごとの配点
優	20点
良	15点
可	10点
不 可	0点

②評価基準

課 題	評 価 基 準	
① 工事作業の効率化に関する技術的な工夫	学校及び地域行事への配慮をした上で、効率的に工事作業を進めるための工夫がなされていること。	優
		良
		可
		不可
② 工事に伴い発生する騒音・粉塵の抑制に関する技術的な工夫	本敷地及び周辺の状態を十分理解したうえで、騒音・粉塵の抑制に関する工夫がなされていること。	優
		良
		可
		不可
③ コンクリート工事の施工品質に関する技術的な工夫	コンクリート構造体の施工品質の確保に関する工夫がなされていること。	優
		良
		可
		不可

※金銭的負担の大きい物理的対策等による工夫は、原則評価しない。

カ 記載にあたっての留意点

- ・①～③の課題毎に提案漏れがないよう留意すること。なお、各課題において1つでも記入がない場合は、①～③の課題の全ての提案を無効とする。
- ・①～③の課題に対する提案数は、課題毎（項目の区分がある場合は項目毎）に指定する数を限度とし、指定する数を超える提案があった場合は、原則として当該課題（項目の区分がある場合は当該項目）の全ての提案を無効とする。また、1つの提案に複数の内容を盛り込まないこと。
- ・提案の内容とその提案を実施することによる効果を、数値、データ、図表、イラスト、写真等を使用するなどして、できる限り具体的に記載すること。（表現が曖昧な提案など、提案内容を確認できないものは、原則として評価しない。）
- ・図表、写真等を各様式内に挿入することは可能とする。また、図表以外の文字は10ポイント以上とし、箇条書き等により簡潔に記載すること。なお、図表、写真等を別途図書として提出することはできない。

・様式については、次のとおりとする。

①～③ 技術提案書（技術資料様式第1号）

(2) 総合評価方式に係る事項に関する質問及び回答

ア 質問の受付期間及び回答 公告のとおり

イ 当該質問及び回答が他の者の技術提案に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山市財務部契約課のホームページにて公表する。

技術提案書

工事名: _____

会社名: _____

■技術提案事項	□□□□□
---------	-------

具体的な施工計画

- 注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできません。
2 具体的な施工計画は複数提案することはできません。
3 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできません。
4 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述してください(枚数制限はありません。)
5 必要に応じて構造図等を添付してください(枚数制限はありません。)

企業の施工能力及び地域性・社会性(建築工事)

工事名:

会社名:

同種工事の施工実績	工 事 名		
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所		
	工 期		
	契 約 金 額 (円)		
	受注形態	単体・共同企業体の別	
		出 資 比 率	
	工 事 概 要		
CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無		

優良表彰	富山県建設優良工事等の表彰の有無	有(受賞年度・賞名・工事名) ・ 無
------	------------------	--------------------

	対象年度	契約内容	数値	○印欄	
除雪協力	対象年度において、富山市と除雪業務について右の内容の契約をしている場合は、該当する○印欄に○を記入してください。 ※ 稼働実績の有無は問いません。 ※ 各年度のaまたはbを選択(a、b両方の実績がある場合はaを選択)してください。	入札公告日の属する年度(入札公告日が11月30日以前の場合)	a.自社の機械で道路又は歩道除雪業務を実施する(機械及びオペレーターの提供)。	10	
		入札公告日の属する年度の前年度	b.市から貸与された機械で道路又は歩道除雪業務を実施する(オペレーターの提供)。	5	
		入札公告日の属する年度の前年度(入札公告日が11月30日以前の場合)	a.自社の機械で道路又は歩道除雪業務を実施する(機械及びオペレーターの提供)。	10	
		入札公告日の属する年度の前々年度	b.市から貸与された機械で道路又は歩道除雪業務を実施する(オペレーターの提供)。	5	

災害協力	該当する場合は、○印欄に○を記入してください。	富山市と「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結している協会等(富山市建設業協会、富山市管工事協同組合、富山県構造物解体協会、富山市電業協会、斜面防災対策技術協会富山支部、富山県地質調査業協会、富山造園業協同組合、富山市一般廃棄物収集運搬業協会、富山県電気工事工業組合、富山県建築士事務所協会)の会員であること。	10	
------	-------------------------	---	----	--

チーム富山市	該当する場合は、○印欄に○を記入してください。	富山市環境部環境政策課がCO2削減の施策として企画している「チーム富山市」に参加していること。	5	
--------	-------------------------	---	---	--

応急危険度判定士	該当する場合は、○印欄に○を記入してください。	被災した市町村の要請を受け、ボランティアで建築物の被災状況の応急危険度判定を行う建築士等である「応急危険度判定士」として、富山県知事の認定を受けていること。	10	
----------	-------------------------	--	----	--

消防団協力事業所	該当する場合は、○印欄に○を記入してください。	富山市から消防団協力事業所の認定を受けていること	10	
----------	-------------------------	--------------------------	----	--

- 注) 1 契約金額については、最終請負金額(税込み)を記載してください。
 2 施工実績工事の内容はCORINSにて確認しますが、CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図等、施行実績工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料を、入札書の受付締切日までに、持参又はFAXで提出してください。 FAX:076-431-7665
 3 除雪協力については、契約書等の写しの添付は、必要ありません。
 4 「応急危険度判定士」については、認定証の写しを、入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで提出してください。 FAX:076-431-7665

配置予定技術者の能力

工事名: _____

会社名: _____

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格	資格名	
	取得年月日	
	登録番号	
同種工事の施工実績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	
	契約金額(円)	
	受注形態	単体/JV
	従事役職	主任技術者、監理技術者等
	工事概要	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) ・ 無

- 注)
- 1 法令による資格欄には、総合評価で評価される一級国家資格又は技術士の資格について記載してください。
 - 2 資格者証の写しの添付は、必要ありません。
 - 3 施工実績工事の内容はCORINSにて確認しますが、CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図等、施行実績工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料を、入札書の受付締切日時までに、持参又はFAXで提出してください。 FAX:076-431-7665
 - 4 簡易型Bの場合、「同種工事の施工実績」については、記入する必要はありません。
 - 5 申請時において、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者について提出を認めます。この場合、各評価項目の合計点数が最も低い者の合計点数をもって配点します。
 - 6 低入札に伴う担当技術者(追加配置技術者)としての工事实績は、対象外とします。

技術資料 様式第6号

年 月 日

(宛先) 富 山 市 長

共同企業体の名称

共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

下記工事の技術提案資料を提出します。なお、添付の資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工 事 番 号 :

工 事 名 :